

建設業者団体の長 殿

国土交通省大臣官房参事官（建設人材・資材）

下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を
参考資料として取り扱う場合の留意事項について

下請契約における請負代金の設定に当たっては、「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」（令和8年8月3日付け国不建推第29号・国不建振第62号・国官参建第32号）により、書面（電磁的方法を含む。以下同じ。）による見積依頼及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条第1項で定める見積期間の設定、明確な経費内訳を示した見積書の書面による提出及びそれらを踏まえた双方の協議による適正な手順によるとともに、適切な水準の賃金等に加えて一般管理費等の必要な諸経費を適正に考慮するよう、貴団体傘下の建設企業に対し指導の徹底をお願いしているところである。

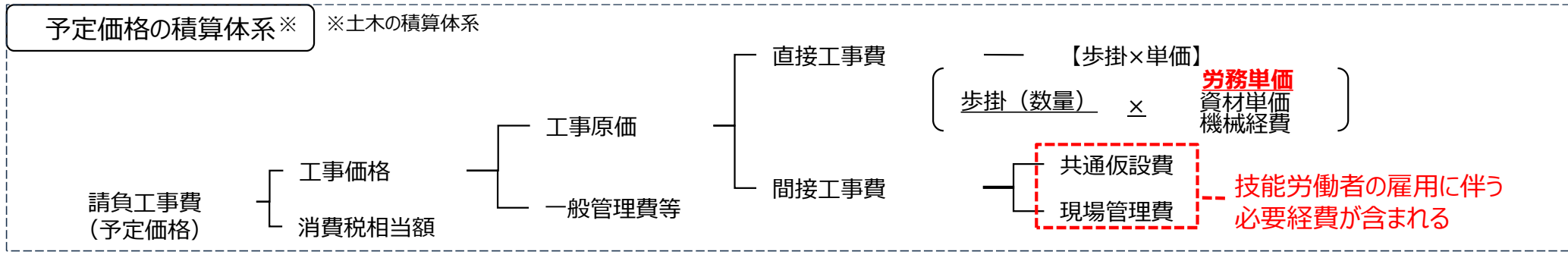
公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、所定労働時間内8時間当たりの労務単価として設定したものであって、所定時間外の労働に対する割増賃金、現場管理費（法定福利費等）及び一般管理費等の諸経費は含まれていないものである。

貴団体傘下の建設企業において、下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合には、例えば、「建設工事の契約では、技能労働者の賃金等に加えて当該技能労働者を雇用する建設企業に必要な現場管理費（法定福利費等）及び一般管理費等の諸経費を適正に考慮する。」「週休二日対象工事においては、週休二日を取得するのに要する労務費、機械経費、共通仮設費率、現場管理費率の割増を適切に考慮する。」等、上述の公共工事設計労務単価の意味を十分に理解の上、適切な取扱いが図られるよう、併せて、周知徹底をお願いしたい。なお、公共工事設計労務単価に、建設労働者の雇用に伴い必要となる企業経費（法定福利費、労務管理費、安全管理費等）を試算の上、加算した金額（参考値）の公表を行っているので、併せて周知をお願いする。

制度概要

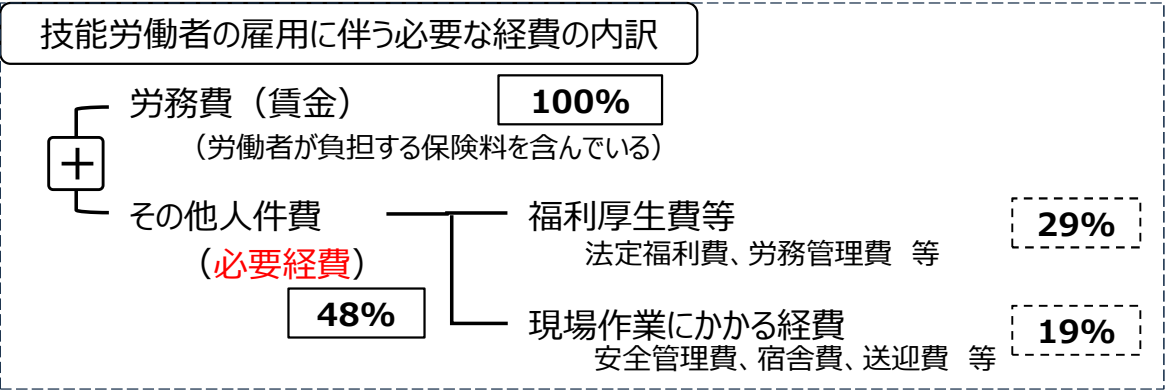
- 公共工事設計労務単価は、国、自治体等が公共工事の予定価格を積算する際に用いる単価
- 技能労働者の賃金相当額であって、技能労働者の雇用に伴う賃金以外の必要経費分※は含まれていない
(必要経費分は、別途、共通仮設費、現場管理費の項目で積算される)

※技能労働者の雇用に伴う必要経費：法定福利費、労務管理費、安全管理費など



課題

公共工事設計労務単価が、技能労働者の雇用に伴う必要経費を含んだ金額と誤解され、必要経費分の値引きを強いられる結果、技能労働者に支払われる賃金が低く抑えられていると指摘がある。



(注1) 数値は、実態調査を基に試算した参考値

(注2) 上記のうち、少なくとも労務費 (賃金) 及び法定福利費は、実際の施工に当たる技能労働者を雇用する建設業者が負担する費用である

対策

公共工事設計労務単価と、技能労働者の雇用に伴う必要経費を含む金額とを並列表示し、公共工事設計労務単価には必要経費が含まれていないことを明確化する。

並列表示イメージ

都道府県名	普通作業員	交通誘導警備員A
△△県	27,200	19,300
	(40,200)	(28,500)
□□県	27,500	19,200
	(40,600)	(28,400)

上段：公共工事設計労務単価

(下段)：公共工事設計労務単価 + 必要経費

参考公表：建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示

- 1 公共工事設計労務単価(上段)は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 公共工事設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。
(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。
- 6 建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、安全管理費、宿舍費等を、公共工事設計労務単価に加算した金額(参考値)を、下段に括弧書きで示す。
これらの必要経費は、公共工事の予定価格の積算においては、共通仮設費、現場管理費の中に計上されている。
この金額は全国調査をもとに試算した参考値であり、工種、工事規模等の条件により変動する。
また、遠隔地からの労働者の流入を想定したのではない。
- 7 この表は、「令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価」に対応するものである。

上段：公共工事設計労務単価
(下段)：公共工事設計労務単価＋必要経費(法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、宿舍費等) (参考値)

地方連絡協議会名	都道府県名	特殊作業員	普通作業員	軽作業員	造園工	法面工	とび工	石工	ブロック工	電気	鉄筋工	鉄骨工	塗装工	溶接工	運転手(特殊)	運転手(一般)	潜かん工 世役後	さく岩工	トンネル 特殊工	トンネル 作業員	所定労働時間内8時間あたりの金額(単位:円)			
																					上段	下段		
北海道	01 北海道	26,000 (34,400)	21,500 (31,800)	19,200 (28,400)	24,400 (36,000)	32,500 (48,000)	30,000 (44,300)	-	-	29,100 (43,000)	30,200 (44,600)	30,600 (45,200)	30,100 (44,500)	32,500 (48,000)	27,100 (40,000)	21,900 (32,300)	41,500 (61,300)	50,900 (75,200)	-	46,600 (68,800)	34,400 (50,800)			
		30,100 (44,500)	22,200 (32,800)	18,300 (27,000)	24,200 (35,700)	33,100 (48,900)	31,300 (46,200)	33,700 (49,800)	30,900 (45,600)	26,700 (39,400)	32,700 (48,300)	29,500 (42,100)	27,400 (40,500)	30,400 (44,800)	34,400 (50,800)	29,700 (43,900)	40,500 (59,800)	49,900 (73,700)	-	45,100 (66,600)	33,200 (49,000)			
東北	02 青森県	28,500 (42,100)	23,700 (35,000)	18,800 (27,800)	25,400 (37,500)	34,700 (51,300)	30,000 (44,300)	33,800 (49,900)	30,900 (45,600)	28,000 (41,400)	32,500 (48,000)	28,700 (42,400)	29,500 (45,000)	30,500 (46,000)	28,700 (43,000)	25,800 (39,700)	26,900 (40,500)	40,500 (59,800)	49,900 (73,700)	-	47,400 (70,000)	33,400 (49,300)		
		30,300 (44,800)	23,600 (34,900)	20,300 (30,000)	26,600 (39,300)	35,700 (52,700)	34,000 (50,200)	33,700 (49,800)	31,000 (45,800)	29,900 (44,200)	32,200 (47,900)	32,500 (48,000)	33,400 (49,300)	32,900 (48,600)	35,300 (52,100)	30,100 (44,500)	40,300 (59,500)	49,300 (72,800)	-	47,400 (70,000)	33,200 (49,000)			
	03 岩手県	28,500 (42,100)	23,700 (35,000)	18,800 (27,800)	25,400 (37,500)	34,700 (51,300)	30,000 (44,300)	33,800 (49,900)	30,900 (45,600)	28,000 (41,400)	32,500 (48,000)	28,700 (42,400)	29,500 (45,000)	30,500 (46,000)	28,700 (43,000)	25,800 (39,700)	26,900 (40,500)	40,500 (59,800)	49,900 (73,700)	-	47,400 (70,000)	33,400 (49,300)		
		30,300 (44,800)	23,600 (34,900)	20,300 (30,000)	26,600 (39,300)	35,700 (52,700)	34,000 (50,200)	33,700 (49,800)	31,000 (45,800)	29,900 (44,200)	32,200 (47,900)	32,500 (48,000)	33,400 (49,300)	32,900 (48,600)	35,300 (52,100)	30,100 (44,500)	40,300 (59,500)	49,300 (72,800)	-	47,400 (70,000)	33,200 (49,000)			
	04 宮城県	28,400 (41,900)	22,500 (33,200)	19,600 (28,900)	25,100 (37,100)	33,200 (49,000)	30,900 (45,600)	33,400 (49,300)	31,000 (45,800)	27,500 (40,600)	33,600 (49,600)	29,400 (43,400)	29,600 (43,700)	31,100 (45,900)	33,200 (49,000)	30,400 (44,800)	40,400 (59,700)	49,900 (73,700)	-	46,000 (67,900)	33,800 (49,900)			
	05 秋田県	28,500 (42,100)	22,500 (33,200)	20,600 (30,400)	25,600 (37,800)	31,600 (46,700)	31,000 (45,800)	32,700 (48,300)	30,800 (45,500)	28,700 (42,400)	34,100 (50,400)	30,500 (45,000)	32,900 (48,600)	32,600 (48,200)	31,300 (46,200)	27,000 (39,900)	40,500 (59,800)	49,700 (73,400)	-	46,000 (67,900)	33,600 (49,600)			
	06 山形県	30,600 (45,200)	23,700 (35,000)	22,200 (32,800)	26,400 (39,000)	34,900 (51,500)	34,000 (50,200)	34,600 (51,100)	31,400 (46,400)	29,600 (43,700)	34,700 (51,300)	30,600 (45,200)	33,300 (49,200)	32,700 (48,300)	30,200 (44,600)	25,800 (38,100)	40,500 (59,800)	49,600 (73,300)	-	46,200 (68,200)	33,300 (49,200)			
	07 福島県	27,200 (40,200)	25,400 (37,500)	17,100 (25,300)	26,800 (39,000)	29,900 (44,200)	30,900 (45,600)	32,400 (47,900)	32,200 (47,600)	29,200 (43,100)	30,800 (45,500)	27,500 (40,600)	32,100 (47,400)	32,700 (48,000)	30,300 (44,800)	24,800 (36,600)	37,000 (54,600)	44,100 (65,100)	41,600 (61,400)	40,200 (59,400)	31,900 (47,100)			
	08 茨城県	27,500 (40,600)	24,300 (35,900)	17,300 (25,600)	27,000 (39,900)	32,400 (47,900)	29,800 (44,400)	33,200 (49,000)	33,200 (48,800)	29,400 (43,400)	31,400 (46,400)	29,000 (42,800)	34,500 (51,000)	37,300 (55,100)	27,900 (41,200)	26,400 (39,600)	37,800 (55,800)	44,500 (65,700)	41,800 (61,700)	41,700 (61,600)	32,900 (48,600)			
	09 栃木県	27,100 (40,000)	25,300 (37,400)	18,200 (26,800)	26,800 (39,600)	28,000 (42,000)	31,300 (46,200)	32,000 (47,300)	32,000 (47,300)	28,400 (41,900)	30,000 (44,300)	27,900 (41,200)	29,600 (43,700)	34,200 (50,500)	27,900 (41,200)	23,300 (34,400)	37,300 (55,100)	44,400 (65,000)	41,400 (61,100)	41,100 (60,900)	32,300 (47,700)			
関東	10 群馬県	29,000 (42,800)	25,900 (38,300)	18,000 (26,600)	26,500 (39,100)	31,900 (47,100)	31,900 (47,900)	32,700 (48,300)	32,400 (47,900)	31,200 (46,100)	33,200 (49,000)	29,100 (43,000)	34,500 (51,000)	35,800 (52,900)	31,700 (46,800)	27,400 (40,500)	37,300 (54,900)	44,200 (65,600)	41,600 (61,600)	39,000 (57,600)	32,200 (47,600)			
	11 埼玉県	30,000 (44,300)	25,500 (37,700)	17,900 (26,400)	27,600 (40,800)	31,700 (46,800)	33,500 (49,500)	33,200 (49,000)	32,300 (47,700)	31,400 (46,400)	34,400 (50,800)	28,900 (42,700)	34,700 (51,300)	35,800 (52,900)	30,800 (45,500)	27,200 (40,200)	37,200 (54,900)	44,400 (65,600)	41,700 (61,600)	38,800 (57,300)	32,100 (47,400)			
	12 千葉県	30,700 (45,300)	27,000 (39,900)	18,700 (27,600)	27,700 (40,900)	33,600 (49,600)	33,100 (48,900)	33,100 (48,900)	32,700 (48,900)	34,300 (50,700)	33,800 (49,900)	29,800 (44,000)	36,500 (53,900)	38,100 (56,300)	31,100 (45,900)	25,600 (37,800)	37,300 (55,100)	44,700 (66,000)	42,000 (62,000)	37,800 (55,800)	32,100 (47,400)			
	13 東京都	30,900 (45,600)	26,800 (39,600)	18,200 (26,900)	26,900 (39,700)	31,700 (46,800)	33,100 (48,900)	32,900 (48,600)	32,000 (47,300)	31,500 (46,500)	31,600 (46,700)	29,700 (43,900)	36,300 (53,600)	38,900 (57,500)	32,200 (47,600)	27,200 (40,200)	37,100 (54,800)	44,300 (65,400)	41,700 (61,600)	41,800 (61,700)	32,000 (47,300)			
	14 神奈川県	29,700 (43,900)	26,900 (39,700)	18,000 (26,600)	27,000 (39,900)	33,000 (48,700)	29,800 (44,000)	33,000 (48,700)	33,000 (48,700)	31,000 (45,800)	31,300 (46,200)	30,300 (44,800)	34,600 (51,100)	37,700 (55,700)	31,300 (46,200)	26,800 (39,600)	37,500 (55,400)	44,300 (65,400)	41,700 (61,600)	40,800 (60,300)	32,300 (47,700)			
	19 山梨県	28,400 (41,900)	24,600 (36,300)	18,900 (27,900)	26,700 (39,400)	31,500 (46,500)	29,100 (43,000)	30,400 (44,900)	30,000 (44,300)	28,900 (42,700)	29,100 (43,000)	28,300 (41,800)	30,900 (45,600)	33,200 (49,000)	27,700 (40,900)	24,000 (35,400)	37,400 (55,200)	44,500 (65,700)	41,700 (61,600)	42,700 (63,100)	32,400 (47,900)			
	20 長野県	28,900 (42,700)	24,300 (35,900)	21,800 (32,200)	25,600 (37,800)	34,300 (50,700)	28,700 (42,400)	-	31,200 (46,100)	28,100 (41,500)	30,900 (45,600)	29,000 (42,800)	31,000 (45,800)	31,000 (45,800)	28,200 (41,700)	25,300 (37,400)	40,500 (59,800)	50,100 (74,000)	39,700 (58,600)	47,500 (70,200)	34,000 (50,200)			
北陸	15 新潟県	32,700 (48,300)	26,100 (38,500)	20,700 (30,600)	25,600 (37,800)	36,900 (54,500)	32,600 (48,200)	-	29,800 (44,000)	33,700 (49,800)	32,600 (48,200)	33,500 (49,500)	32,900 (48,600)	32,900 (48,600)	30,200 (44,800)	25,600 (37,800)	40,500 (59,800)	50,100 (74,000)	39,700 (58,600)	48,100 (72,500)	34,200 (50,500)			
	16 富山県	31,600 (46,700)	27,000 (39,900)	20,600 (30,400)	25,400 (37,500)	37,200 (54,900)	32,900 (48,600)	-	30,100 (44,500)	33,300 (49,200)	32,000 (47,300)	33,000 (48,700)	32,500 (48,000)	32,500 (48,000)	29,700 (43,900)	26,800 (39,600)	40,500 (59,800)	50,000 (73,900)	40,000 (59,100)	49,100 (72,500)	34,900 (51,500)			
	17 石川県	28,800 (42,400)	24,300 (36,200)	21,800 (32,700)	25,600 (40,200)	34,300 (50,700)	28,700 (42,400)	-	31,200 (46,100)	28,100 (41,500)	30,900 (45,600)	29,000 (42,800)	31,000 (45,800)	31,000 (45,800)	28,200 (41,700)	25,300 (37,400)	40,500 (59,800)	50,100 (74,000)	39,700 (58,600)	47,500 (70,200)	34,000 (50,200)			
中部	21 岐阜県	28,800 (42,500)	25,400 (37,500)	19,000 (28,100)	26,800 (39,600)	33,600 (49,600)	31,700 (46,800)	-	34,900 (51,500)	28,200 (41,700)	31,100 (45,900)	30,200 (44,600)	32,300 (47,700)	33,300 (49,200)	31,200 (46,100)	26,500 (39,100)	38,500 (56,900)	47,400 (70,000)	39,800 (58,800)	48,100 (71,000)	35,500 (52,400)			
	22 静岡県	28,400 (41,900)	26,600 (39,300)	17,200 (25,400)	25,800 (38,100)	33,000 (48,700)	30,500 (45,000)	-	37,300 (55,100)	29,700 (43,900)	31,800 (47,000)	32,800 (48,400)	34,200 (50,500)	35,800 (52,900)	30,300 (44,800)	26,800 (39,600)	38,300 (56,600)	47,400 (70,000)	39,800 (58,800)	47,600 (70,300)	35,200 (52,000)			
	23 愛知県	29,800 (44,000)	25,200 (37,200)	19,400 (28,700)	25,900 (38,300)	34,600 (51,100)	32,400 (47,900)	-	35,300 (52,100)	28,200 (41,700)	31,000 (45,800)	30,600 (45,200)	33,600 (49,600)	34,900 (51,500)	30,600 (45,200)	27,200 (40,200)	38,300 (56,600)	47,400 (70,000)	39,600 (58,500)	46,700 (69,000)	35,000 (51,700)			
	24 三重県	28,700 (42,400)	24,500 (36,200)	18,500 (27,300)	27,200 (40,200)	34,300 (50,700)	33,400 (49,300)	-	36,700 (54,200)	28,500 (42,100)	31,600 (46,700)	32,100 (47,400)	32,800 (48,400)	34,600 (51,100)	30,200 (44,600)	26,200 (38,700)	38,500 (56,900)	47,						

参考公表：建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示

- 1 公共工事設計労務単価(上段)は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 公共工事設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。
(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。
- 6 建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、安全管理費、宿舎費等を、公共工事設計労務単価に加算した金額(参考値)を、下段に括弧書きで示す。
これらの必要経費は、公共工事の予定価格の積算においては、共通仮設費、現場管理費の中に計上されている。
この金額は全国調査をもとに試算した参考値であり、工種、工事規模等の条件により変動する。
また、遠隔地からの労働者の流入を想定したのではない。
- 7 この表は、「令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価」に対応するものである。

上段：公共工事設計労務単価
(下段)：公共工事設計労務単価＋必要経費(法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、宿舎費等) (参考値)

地方連合協議会名	都道府県名	トンネル 世話後	橋りょう 特種工	橋りょう 差装工	橋りょう 世話後	土木一般 世話後	高級船員	普通船員	潜水士	潜水連絡員	潜水送気員	山林砂防工	軌道工	型わく工	大工	左官	配管工	所定労働時間内8時間あたりの金額(単位:円)				
																		はつり工	防水工	板金工	タイル工	
北海道	01 北海道	46,900 (69,300)	35,500 (52,400)	39,300 (58,000)	46,500 (68,700)	29,900 (44,200)	33,500 (49,500)	27,500 (40,800)	50,500 (74,600)	33,300 (49,200)	31,300 (46,200)	-	36,100 (53,300)	28,200 (41,700)	-	30,900 (45,600)	26,700 (39,400)	31,400 (46,400)	33,300 (49,200)	31,200 (46,100)	26,600 (39,300)	
東北	02 青森県	47,300 (69,900)	34,900 (51,500)	41,200 (60,900)	45,000 (66,500)	35,500 (52,400)	34,500 (51,000)	28,000 (41,700)	57,800 (85,400)	36,100 (53,300)	35,800 (52,900)	-	41,500 (61,300)	36,000 (53,200)	31,200 (46,100)	32,800 (48,400)	26,100 (39,500)	30,500 (45,000)	29,500 (43,600)	30,400 (44,900)	24,700 (36,500)	
		47,200 (69,700)	34,800 (51,500)	41,200 (60,900)	46,500 (68,700)	35,300 (52,100)	34,500 (51,000)	28,100 (41,900)	60,000 (86,600)	37,400 (55,500)	37,600 (55,500)	-	41,300 (61,000)	36,200 (53,500)	32,000 (47,300)	34,700 (51,300)	27,700 (40,900)	30,400 (44,900)	29,600 (43,700)	30,600 (45,200)	24,600 (36,300)	
	03 岩手県	47,000 (69,400)	34,700 (51,300)	40,900 (60,400)	50,900 (75,200)	35,600 (52,600)	34,300 (50,700)	27,900 (41,200)	65,700 (97,000)	41,000 (60,600)	40,700 (60,100)	-	41,400 (61,100)	40,900 (60,400)	34,800 (51,400)	37,700 (55,700)	29,200 (43,100)	30,200 (44,600)	32,500 (48,000)	33,200 (49,000)	24,600 (36,300)	
		47,300 (69,900)	35,400 (52,300)	41,200 (60,900)	46,500 (68,700)	36,800 (54,400)	34,500 (51,000)	28,200 (41,700)	59,700 (88,200)	37,000 (54,600)	37,000 (54,600)	-	41,500 (61,300)	32,400 (47,900)	34,400 (50,800)	33,200 (49,000)	25,300 (37,400)	30,500 (45,000)	30,300 (44,800)	30,300 (44,800)	24,700 (36,500)	
	04 宮城県	47,300 (69,900)	35,400 (52,300)	41,200 (60,900)	46,500 (68,700)	36,800 (54,400)	34,500 (51,000)	28,200 (41,700)	59,700 (88,200)	37,000 (54,600)	37,000 (54,600)	-	41,500 (61,300)	32,400 (47,900)	34,400 (50,800)	33,200 (49,000)	25,300 (37,400)	30,500 (45,000)	30,300 (44,800)	30,300 (44,800)	24,700 (36,500)	
		47,300 (69,900)	35,300 (52,100)	41,200 (60,900)	45,400 (67,100)	34,300 (50,700)	29,500 (51,000)	34,500 (43,600)	60,100 (88,800)	37,400 (55,200)	37,200 (54,900)	-	37,300 (55,100)	32,900 (48,600)	29,900 (44,200)	32,700 (48,300)	28,000 (41,400)	30,500 (45,000)	33,900 (50,100)	31,300 (46,200)	24,700 (36,500)	
	06 山形県	47,500 (70,200)	35,100 (51,800)	41,500 (61,300)	45,700 (67,500)	32,600 (48,200)	34,700 (51,300)	29,700 (43,900)	60,500 (89,400)	37,700 (55,700)	37,800 (55,800)	-	46,000 (67,900)	30,800 (45,500)	33,500 (49,500)	33,000 (48,700)	28,700 (42,400)	30,600 (45,200)	33,700 (49,800)	32,100 (47,400)	24,800 (36,600)	
		47,500 (70,200)	35,100 (51,800)	41,500 (61,300)	45,700 (67,500)	32,600 (48,200)	34,700 (51,300)	29,700 (43,900)	60,500 (89,400)	37,700 (55,700)	37,800 (55,800)	-	46,000 (67,900)	30,800 (45,500)	33,500 (49,500)	33,000 (48,700)	28,700 (42,400)	30,600 (45,200)	33,700 (49,800)	32,100 (47,400)	24,800 (36,600)	
	07 福島県	47,500 (70,200)	35,100 (51,800)	41,500 (61,300)	45,700 (67,500)	32,600 (48,200)	34,700 (51,300)	29,700 (43,900)	60,500 (89,400)	37,700 (55,700)	37,800 (55,800)	-	46,000 (67,900)	30,800 (45,500)	33,500 (49,500)	33,000 (48,700)	28,700 (42,400)	30,600 (45,200)	33,700 (49,800)	32,100 (47,400)	24,800 (36,600)	
		47,500 (70,200)	35,100 (51,800)	41,500 (61,300)	45,700 (67,500)	32,600 (48,200)	34,700 (51,300)	29,700 (43,900)	60,500 (89,400)	37,700 (55,700)	37,800 (55,800)	-	46,000 (67,900)	30,800 (45,500)	33,500 (49,500)	33,000 (48,700)	28,700 (42,400)	30,600 (45,200)	33,700 (49,800)	32,100 (47,400)	24,800 (36,600)	
関東	08 茨城県	43,000 (63,500)	36,400 (53,800)	36,300 (53,800)	40,800 (60,300)	32,200 (47,600)	41,600 (61,400)	32,600 (48,200)	48,800 (72,100)	32,800 (48,400)	34,100 (50,400)	32,400 (47,900)	58,900 (87,000)	31,500 (46,500)	30,900 (45,600)	32,600 (48,200)	28,900 (42,700)	31,000 (45,800)	34,200 (50,500)	34,500 (51,000)	26,200 (38,700)	
		43,900 (64,800)	37,600 (55,500)	37,000 (54,600)	41,900 (61,900)	32,600 (48,200)	42,400 (62,800)	33,200 (49,000)	50,200 (74,100)	34,400 (50,800)	35,200 (52,000)	33,000 (48,700)	61,100 (90,200)	31,800 (47,000)	31,900 (48,000)	33,600 (49,300)	29,500 (43,700)	31,700 (46,800)	36,100 (53,300)	35,700 (52,700)	26,300 (38,800)	
	09 栃木県	42,900 (63,400)	36,500 (54,000)	36,400 (53,800)	41,300 (61,000)	32,300 (47,700)	42,000 (62,000)	32,800 (48,400)	51,300 (75,800)	33,100 (48,900)	33,700 (49,500)	32,600 (48,200)	55,800 (82,400)	31,200 (46,100)	31,200 (46,100)	31,200 (46,100)	29,200 (43,100)	30,400 (45,000)	31,300 (46,200)	32,700 (48,300)	26,100 (38,500)	
		43,200 (63,800)	37,800 (55,800)	36,500 (53,900)	41,500 (61,300)	32,700 (48,300)	39,700 (58,600)	32,700 (48,300)	51,100 (75,500)	33,300 (49,100)	36,200 (53,500)	32,500 (48,000)	58,300 (89,100)	30,900 (46,000)	30,500 (45,200)	33,400 (49,300)	29,400 (43,400)	31,200 (46,100)	35,900 (54,500)	35,700 (52,900)	27,700 (40,900)	
	10 群馬県	43,200 (63,800)	37,800 (55,800)	36,500 (53,900)	41,500 (61,300)	32,700 (48,300)	39,700 (58,600)	32,700 (48,300)	51,100 (75,500)	33,300 (49,100)	36,200 (53,500)	32,500 (48,000)	58,300 (89,100)	30,900 (46,000)	30,500 (45,200)	33,400 (49,300)	29,400 (43,400)	31,200 (46,100)	35,900 (54,500)	35,700 (52,900)	27,700 (40,900)	
		43,000 (63,500)	36,900 (54,500)	36,500 (53,900)	41,500 (61,300)	33,400 (49,300)	39,600 (58,500)	32,700 (48,300)	51,100 (75,500)	33,200 (49,000)	36,200 (53,500)	32,400 (47,900)	61,600 (91,000)	31,800 (47,000)	30,500 (45,000)	33,400 (49,300)	29,400 (43,400)	31,200 (46,100)	35,900 (54,500)	35,700 (52,900)	27,700 (40,900)	
	12 千葉県	42,800 (63,200)	36,700 (54,200)	36,500 (53,900)	42,000 (62,000)	34,400 (50,800)	39,700 (58,600)	32,700 (48,300)	52,700 (77,800)	38,200 (56,400)	35,900 (53,000)	32,500 (48,000)	58,700 (86,700)	33,000 (48,700)	30,600 (45,200)	33,800 (49,500)	30,100 (44,500)	31,200 (46,100)	38,200 (56,400)	35,800 (52,900)	27,800 (41,000)	
		42,800 (63,200)	36,700 (54,200)	36,500 (53,900)	42,000 (62,000)	34,400 (50,800)	39,700 (58,600)	32,700 (48,300)	52,700 (77,800)	38,200 (56,400)	35,900 (53,000)	32,500 (48,000)	58,700 (86,700)	33,000 (48,700)	30,600 (45,200)	33,800 (49,500)	30,100 (44,500)	31,200 (46,100)	38,200 (56,400)	35,800 (52,900)	27,800 (41,000)	
	13 東京都	42,700 (63,100)	36,300 (53,600)	36,400 (53,800)	41,000 (60,600)	34,800 (51,400)	39,500 (58,300)	32,600 (48,200)	51,800 (76,200)	37,000 (54,600)	34,500 (51,000)	32,300 (47,700)	56,800 (83,900)	32,700 (48,300)	30,400 (44,900)	32,800 (48,400)	28,400 (41,900)	31,100 (45,900)	34,800 (51,400)	34,900 (51,500)	27,900 (40,800)	
		43,400 (64,100)	36,900 (54,500)	36,700 (54,200)	40,600 (60,000)	33,300 (49,200)	39,700 (58,600)	32,700 (48,300)	52,500 (77,500)	38,600 (54,100)	34,800 (51,400)	32,600 (48,200)	56,600 (83,600)	33,200 (49,000)	30,800 (45,500)	32,600 (48,200)	28,700 (42,400)	31,400 (46,400)	34,600 (51,100)	34,800 (51,400)	27,800 (41,000)	
	19 山梨県	42,800 (63,200)	36,900 (54,500)	36,600 (54,100)	39,900 (58,900)	32,100 (47,400)	38,300 (56,800)	32,600 (48,200)	50,000 (73,900)	34,500 (51,000)	34,600 (51,100)	32,500 (48,000)	49,900 (73,700)	29,000 (42,800)	30,000 (44,300)	28,000 (41,400)	31,400 (46,400)	32,100 (47,400)	32,400 (47,900)	26,700 (39,400)		
		42,800 (63,200)	36,900 (54,500)	36,600 (54,100)	39,900 (58,900)	32,100 (47,400)	38,300 (56,800)	32,600 (48,200)	50,000 (73,900)	34,500 (51,000)	34,600 (51,100)	32,500 (48,000)	49,900 (73,700)	29,000 (42,800)	30,000 (44,300)	28,000 (41,400)	31,400 (46,400)	32,100 (47,400)	32,400 (47,900)	26,700 (39,400)		
北陸	15 新潟県	51,700 (76,400)	37,200 (54,900)	44,700 (66,000)	44,400 (65,600)	29,000 (42,800)	38,500 (56,800)	28,800 (43,000)	52,500 (77,500)	33,400 (49,300)	34,400 (50,800)	34,500 (51,000)	35,400 (56,700)	28,700 (42,400)	28,700 (42,400)	30,200 (44,600)	31,200 (45,500)	31,000 (45,800)	29,600 (43,700)	30,700 (45,300)	-	
		52,100 (77,000)	37,500 (55,400)	45,300 (66,900)	46,300 (68,400)	31,200 (46,100)	37,300 (55,100)	30,200 (44,600)	54,100 (79,900)	34,000 (50,200)	35,800 (52,900)	34,100 (50,400)	45,100 (66,600)	32,300 (47,700)	31,400 (46,400)	32,700 (48,300)	27,900 (41,200)	31,500 (46,500)	30,000 (44,300)	31,500 (46,500)	-	
	16 富山県	52,300 (77,200)	37,900 (56,000)	45,500 (67,200)	47,300 (69,900)	33,500 (49,500)	37,400 (55,200)	30,500 (45,000)	52,500 (77,500)	35,200 (51,000)	33,800 (51,100)	34,300 (50,700)	46,100 (68,100)	31,700 (46,800)	31,500 (46,500)	32,300 (47,700)	28,200 (41,700)	31,600 (46,700)	31,300 (46,200)	32,000 (47,300)	-	
		52,300 (77,200)	37,900 (56,000)	45,500 (67,200)	47,300 (69,900)	33,500 (49,500)	37,400 (55,200)	30,500 (45,000)	52,500 (77,500)	35,200 (51,000)	33,800 (51,100)	34,300 (50,700)	46,100 (68,100)	31,700 (46								

参考公表：建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示

- 1 公共工事設計労務単価(上段)は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 公共工事設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。
(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。
- 6 建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、安全管理費、宿舎費等を、公共工事設計労務単価に加算した金額(参考値)を、下段に括弧書きで示す。
これらの必要経費は、公共工事の予定価格の積算においては、共通仮設費、現場管理費の中に計上されている。
この金額は全国調査をもとに試算した参考値であり、工種、工事規模等の条件により変動する。
また、遠隔地からの労働者の流入を想定したのではない。
- 7 この表は、「令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価」に対応するものである。

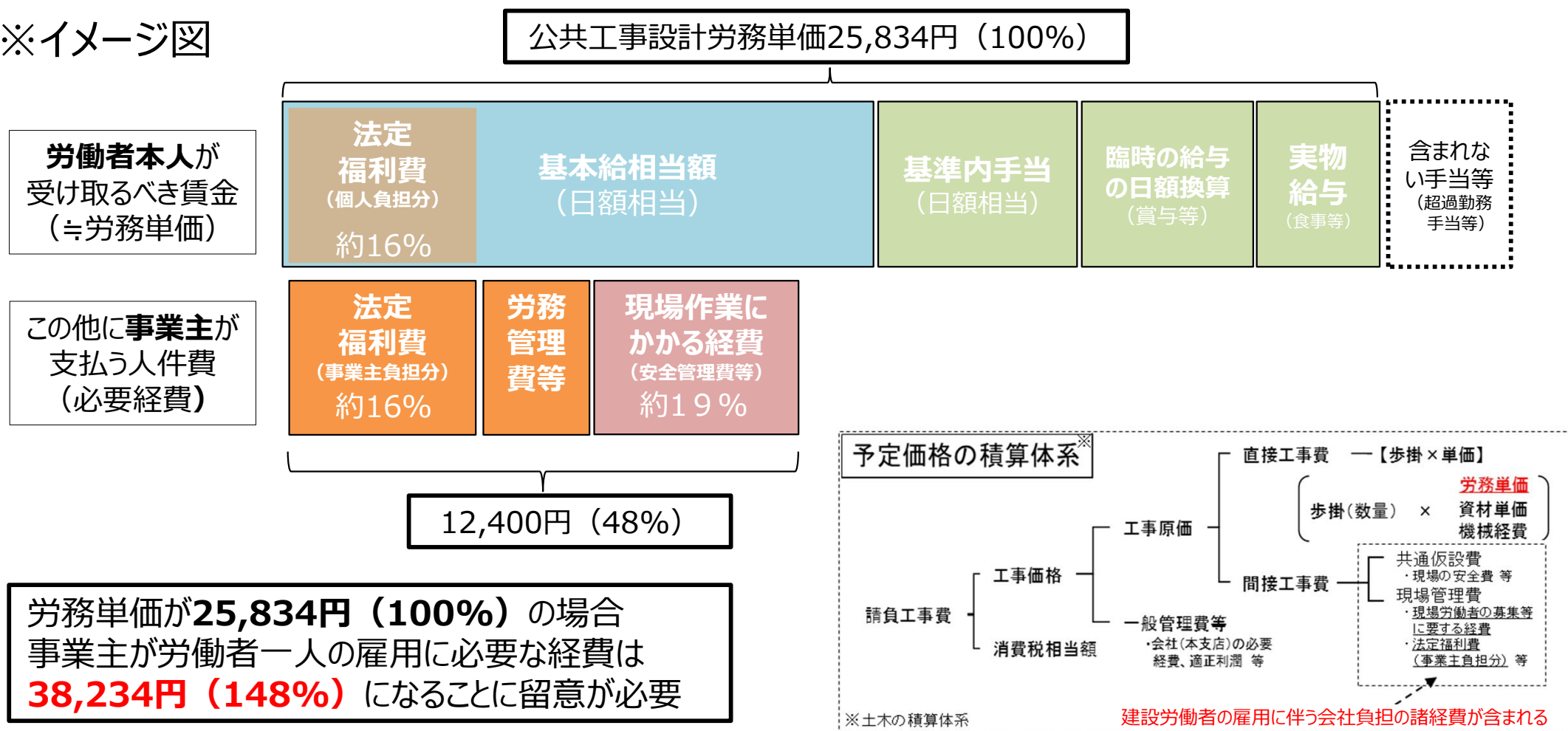
上段：公共工事設計労務単価
(下段)：公共工事設計労務単価＋必要経費(法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、宿舎費等)（参考値）

		所定労働時間内8時間あたりの金額(単位:円)										
地方連絡協議会名	都道府県名	サッシ工	屋根ふき工	内装工	ガラス工	建具工	ダクト工	保温工	設備機械工	交通誘導警備員A	交通誘導警備員B	
北海道	01 北海道	29,700	-	28,600	27,600	28,200	25,700	29,000	28,700	18,700	15,500	
		(43,900)	-	(42,200)	(40,800)	(41,700)	(38,000)	(42,800)	(42,400)	(27,600)	(22,900)	
東北	02 青森県	31,900	-	28,100	29,100	-	24,400	27,100	27,600	17,300	14,900	
		(47,100)	-	(41,500)	(43,000)	-	(36,000)	(40,000)	(40,800)	(25,600)	(22,000)	
	03 岩手県	31,800	-	28,200	29,200	-	24,600	26,900	27,400	18,300	15,600	
		(47,000)	-	(41,700)	(43,100)	-	(36,300)	(39,700)	(40,500)	(27,000)	(23,000)	
	04 宮城県	34,100	-	30,800	28,700	-	25,200	27,000	27,500	20,100	16,800	
		(50,400)	-	(45,500)	(42,400)	-	(37,200)	(39,900)	(40,600)	(29,700)	(24,800)	
	05 秋田県	32,300	-	28,400	29,200	-	24,600	27,200	27,700	17,500	14,800	
		(47,700)	-	(41,900)	(43,100)	-	(36,300)	(40,200)	(40,900)	(25,800)	(21,900)	
	06 山形県	31,600	-	29,900	29,100	27,800	26,100	27,100	27,600	19,800	16,600	
		(46,700)	-	(44,200)	(43,000)	(41,100)	(38,500)	(40,000)	(40,800)	(29,200)	(24,500)	
	07 福島県	32,500	-	31,000	29,300	29,700	25,900	27,300	27,700	20,200	16,900	
		(48,000)	-	(45,800)	(43,300)	(43,900)	(38,300)	(40,300)	(40,900)	(28,800)	(25,000)	
関東	08 茨城県	33,400	-	34,400	33,200	-	29,600	28,500	28,000	19,300	18,500	
		(49,300)	-	(50,800)	(49,000)	-	(43,700)	(42,100)	(41,400)	(28,500)	(27,300)	
	09 栃木県	34,100	-	35,700	33,800	-	29,900	29,100	28,500	19,200	17,500	
		(50,400)	-	(52,700)	(49,900)	-	(44,200)	(43,000)	(42,100)	(28,400)	(25,800)	
	10 群馬県	34,200	-	34,200	33,300	29,000	28,500	28,700	28,100	18,000	16,800	
		(47,900)	-	(50,500)	(49,200)	(42,800)	(42,100)	(42,400)	(41,500)	(26,600)	(24,800)	
	11 埼玉県	33,100	-	34,800	33,400	-	30,200	28,600	28,100	19,200	18,000	
		(48,900)	-	(51,400)	(49,300)	-	(44,600)	(42,200)	(41,500)	(28,400)	(26,600)	
	12 千葉県	33,200	-	34,100	33,400	-	29,700	28,600	28,000	19,700	18,100	
		(49,000)	-	(50,400)	(49,300)	-	(43,900)	(42,200)	(41,400)	(29,100)	(26,700)	
	13 東京都	33,300	-	34,400	33,400	-	30,100	28,600	28,000	20,500	18,700	
		(49,200)	-	(50,800)	(49,300)	-	(44,500)	(42,200)	(41,400)	(30,300)	(27,600)	
	14 神奈川県	32,700	-	34,800	33,300	-	29,000	28,500	27,900	20,200	18,700	
		(48,300)	-	(51,400)	(49,200)	-	(42,800)	(42,100)	(41,200)	(28,800)	(27,600)	
	19 山梨県	33,200	-	35,300	33,500	-	29,100	28,800	28,200	18,700	17,300	
		(49,000)	-	(52,100)	(49,500)	-	(43,000)	(42,500)	(41,700)	(27,600)	(25,600)	
	20 長野県	32,000	-	33,600	33,500	29,000	28,500	28,500	27,900	17,100	15,300	
		(47,300)	-	(49,600)	(49,500)	(42,800)	(42,100)	(42,100)	(41,200)	(25,300)	(22,600)	
北陸	15 新潟県	34,500	-	31,100	29,600	24,400	24,100	28,300	29,600	19,400	17,500	
		(51,000)	-	(45,900)	(43,700)	(36,000)	(35,800)	(41,800)	(43,700)	(28,700)	(25,800)	
	16 富山県	33,900	-	31,300	30,000	-	25,100	28,600	30,000	19,600	18,300	
		(50,100)	-	(46,200)	(44,300)	-	(37,100)	(42,200)	(44,300)	(28,900)	(27,000)	
	17 石川県	33,300	-	30,500	30,100	-	25,300	28,700	30,100	20,400	18,200	
中部	21 岐阜県	34,100	-	32,400	31,400	-	27,600	32,100	32,100	21,100	17,600	
		(50,400)	-	(47,900)	(46,400)	-	(40,800)	(47,400)	(47,400)	(31,200)	(26,000)	
	22 静岡県	33,500	-	40,400	31,300	-	29,300	31,800	32,000	21,800	17,400	
		(49,500)	-	(59,700)	(46,200)	-	(43,300)	(47,000)	(47,300)	(32,200)	(25,700)	
	23 愛知県	33,300	-	36,300	31,300	-	27,600	31,800	32,000	22,400	17,800	
		(49,200)	-	(53,600)	(46,200)	-	(40,800)	(47,000)	(47,300)	(33,100)	(26,300)	
	24 三重県	34,400	-	36,700	31,500	-	28,900	32,200	32,200	21,400	17,200	
		(50,800)	-	(54,200)	(46,500)	-	(42,700)	(47,600)	(47,600)	(31,600)	(25,400)	
近畿	18 福井県	29,100	-	31,900	28,800	-	26,200	29,500	29,400	19,100	16,800	
		(43,000)	-	(47,100)	(42,500)	-	(38,700)	(43,800)	(43,400)	(28,200)	(24,800)	
	25 滋賀県	31,400	-	32,500	28,700	-	27,300	30,000	30,600	18,400	15,600	
		(46,400)	-	(48,000)	(42,400)	-	(40,300)	(44,300)	(45,200)	(27,200)	(23,000)	
	26 京都府	31,400	-	32,600	28,700	-	27,700	29,700	30,400	18,500	15,000	
		(46,400)	-	(48,200)	(42,400)	-	(40,900)	(43,900)	(44,900)	(27,300)	(22,200)	
	27 大阪府	30,900	-	32,600	28,700	-	26,900	29,500	30,100	18,200	15,900	
		(45,600)	-	(48,200)	(42,400)	-	(39,700)	(43,600)	(44,500)	(26,900)	(23,500)	
	28 兵庫県	30,900	-	32,600	28,700	-	26,500	29,600	30,100	18,700	15,600	
		(45,600)	-	(48,200)	(42,400)	-	(39,100)	(43,700)	(44,500)	(27,600)	(23,000)	
	29 奈良県	31,400	-	32,800	28,700	-	28,100	30,000	30,000	18,800	15,800	
		(46,400)	-	(48,400)	(42,400)	-	(41,500)	(44,300)	(44,300)	(27,800)	(23,300)	
30 和歌山県	31,200	-	32,600	28,700	-	27,800	29,700	29,700	18,200	15,600		
	(46,100)	-	(48,200)	(42,400)	-	(41,100)	(43,900)	(43,900)	(26,900)	(23,000)		
中国	31 鳥取県	28,600	28,400	28,300	27,300	-	24,300	25,100	29,400	18,100	14,600	
		(42,200)	(41,900)	(41,800)	(40,300)	-	(35,900)	(37,100)	(43,400)	(26,700)	(21,600)	
	32 島根県	28,400	28,600	27,700	27,400	-	24,400	25,100	29,500	18,200	15,600	
		(41,900)	(42,200)	(40,900)	(40,500)	-	(36,000)	(37,100)	(43,600)	(26,900)	(23,000)	
	33 岡山県	28,800	28,600	29,300	27,500	-	24,800	25,400	29,700	18,900	16,500	
	34 広島県	28,400	28,600	27,700	27,300	-	24,300	25,100	29,500	18,700	16,000	
		(41,900)	(42,200)	(40,900)	(40,300)	-	(35,900)	(37,100)	(43,600)	(27,600)	(23,600)	
35 山口県	28,700	28,500	28,100	27,400	-	24,400	25,200	29,600	18,500	15,500		
四国	36 徳島県	-	-	33,900	26,900	-	24,400	30,000	27,000	17,900	16,000	
		-	-	(50,100)	(39,700)	-	(36,000)	(44,300)	(39,900)	(26,400)	(23,600)	
	37 香川県	-	-	34,500	27,000	-	24,600	30,200	27,200	18,200	16,300	
		-	-	(51,000)	(39,900)	-	(36,300)	(44,600)	(40,200)	(26,900)	(24,100)	
	38 愛媛県	-	-	34,000	26,900	-	24,200	30,000	27,100	17,100	14,500	
九州	39 高知県	-	-	(50,200)	(39,700)	-	(35,700)	(44,300)	(40,000)	(25,300)	(21,400)	
		-	-	33,700	26,900	-	24,200	30,000	27,000	16,200	13,800	
	-	-	(49,800)	(39,700)	-	(35,700)	(44,300)	(39,900)	(23,900)	(20,400)		
	九州	40 福岡県	37,200	-	30,900	30,600	-	25,700	28,100	29,200	18,200	16,300
			(54,900)	-	(45,600)	(45,200)	-	(38,000)	(41,500)	(43,100)	(26,900)	(24,100)
41 佐賀県		37,200	-	31,000	30,600	-	25,500	28,300	29,600	18,200	16,100	
		(54,900)	-	(45,800)	(45,200)	-	(37,700)	(41,800)	(43,700)	(26,900)	(23,800)	
42 長崎県		37,100	-	32,500	30,900	-	25,900	28,400	29,900	18,500	17,200	
		(54,800)	-	(48,000)	(45,600)	-	(38,300)	(41,900)	(44,200)	(27,300)	(25,400)	
43 熊本県		37,000	-	30,800	30,800	-	25,200	28,000	29,000	17,700	15,500	
	(54,600)	-	(45,500)	(45,500)	-	(37,200)	(41,400)	(42,800)	(26,100)	(22,900)		
44 大分県	36,800	-	31,200	30,500	-	26,100	28,400	29,500	18,200	14,900		
	(54,400)	-	(46,100)	(45,000)	-	(38,500)	(41,900)	(43,600)	(26,900)	(22,000)		
45 宮崎県	36,300	-	30,900	30,600	-	25,800	28,300	29,200	18,200	14,400		
	(53,600)	-	(45,600)	(45,200)	-	(38,100)	(41,800)	(43,100)	(26,900)	(21,300)		
46 鹿児島県	36,500	-	30,600	30,800	-	25,600	28,200	29,200	19,300	16,700		
	(53,900)	-	(45,200)	(45,500)	-	(37,800)	(41,700)	(43,100)	(28,500)	(24,700)		
沖縄	47 沖縄県	33,600	-	26,300	-	-	22,200	28,000	25,500	16,800	14,300	
		(49,600)	-	(38,800)	-	-	(32,800)	(41,400)	(37,700)	(24,800)	(21,100)	

「公共工事設計労務単価」と「雇用に伴う必要経費」の関係

- 労働者本人が受け取るべき賃金を基に、日額換算値（所定内労働時間8時間）として**労務単価を設定**
⇒ 例えば、日給制の労働者が受け取る日当よりも広い概念。法定福利費も全額反映
- 労務単価には、**所定時間外の労働に対する割増賃金**や、**事業主が負担すべき必要経費（法定福利費、安全管理費等）**、
工事施工にあたる**企業の継続運営に必要な一般管理費等の諸経費**は**含まれていない**
- 事業主が下請代金に**必要経費分を計上しない**、又は下請代金から**必要経費を値引く**ことは**不当行為**

※イメージ図



「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」の概要1/2

○建設業団体の長に対して、資金需要の増大が予想される夏期・冬期に、下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等を要請するもの。（今年度の夏期分は令和8年8月3日発出）

通達の概要

（１）下請負人が建設工事の注文者に交付する見積書

- 見積書を踏まえた双方の協議による適正な手順にて下請代金を設定
- 請負代金の額を除く請負契約書の記載事項を明示
- 下請代金は材料費等に加え、一般管理費、建設副産物の運搬や処理に要する費用等必要な諸経費を適切に考慮し設定
- 建設業法第20条第1項の規定により、材料費等を内訳明示した材料費等記載見積書の作成に努める

（２）原材料費等の高騰を踏まえた適正な請負代金の設定と適正な工期の確保

- 価格等の変動又は変更に基づく工事内容の変更又は請負代金の変更の算定方法に関する定めを契約書面に記載
- 工期又は請負代金の額を変更する際にも書面での契約変更を徹底
- 請負代金に影響を及ぼす事象が発生するおそれがある場合は、受注者から注文者に対し請負契約の締結前までにその旨を通知し、当該事象の発生後受注者が請負代金の変更協議を申し出た場合は、上記通知の有無に関わらず注文者は誠実に応じること
- 独禁法上の、優越的地位の濫用の要件に該当するおそれがある行為についても留意

（３）社会保険加入の徹底と一人親方との取引等の適正化

- CCUS登録事業者を下請負人として選定することを推奨、社会保険加入状況の確認にCCUSを活用
- 元請負人は一人親方が現場作業に従事する際の実態を確認し、労働者に当てはまる働き方になっている場合は、雇用契約の徹底を促す
- 下請負人は材料費等を適切に反映した請負代金で一人親方と書面にて契約を行うことを徹底

（４）通常必要と認められる材料費等の確保

- 建設業法第20条第2項に規定する「通常必要と認められる材料費等の額」の適正な確保
- 契約の相手方の選定には建設技能者を大切する自主宣言制度（愛称：職人いきいき宣言）の宣言企業であることを可能な限り考慮

- 雇用する技能者に対し、社会保険料の本人負担分を適切に含んだ額の適正な水準の賃金を支払い、社会保険への加入を徹底
- 請負代金内訳書に法定福利費の事業主負担分や材料費、労務費等の内訳明示することとされている建設工事標準請負契約約款等の活用
- 発注者と受注者それぞれが「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に沿った行為を行う
- 「労務費に関する基準」が目指す商慣行を定着させるため、建設工事の取引に関わる全ての当事者がパートナーシップに基づき、それぞれの立場において担うべき役割を果たすとともに、責任ある行動をとる

（５）建退共制度の適正履行の確保

- 元請負人は建退共制度の掛金を確保する取組を推進する等、下請負人の資金繰りや雇用確保への配慮
- 建退共電子申請専用サイトのリニューアル・CCUSとの自動連携機能の実装に伴い、事務負担の軽減、確実な掛金納付の実施につながるCCUSと連携した電子ポイント方式の積極的な活用
- 令和8年4月以降の国交省直轄工事にて、原則、電子申請方式を用いて掛金納付を実施することが「指摘事項」に定められていることに留意

（６）建設工事の請負契約の締結

- 建設工事着工前の書面による契約締結の徹底
- 取引において立場が強い元請負人から適切な内容の契約書面を提示することが望ましい

（７）建設業の働き方改革に向けた適正な工期設定や週休2日の推進等

- 下請契約においても、適正な工期の確保や適正な請負代金の設定を行い、週休2日の確保や長時間労働の是正などに努める
- 著しく短い工期の禁止、前工程の遅れによる後工程へのしわ寄せが生じないような工程管理
- 受注者は、契約締結前又は変更契約が必要となる際に、時間外労働規制を遵守した適正な工期が確保された見積りを作成し、発注者に提出するよう努め、発注者はその内容を確認し尊重
- 業務の繁閑が大きい場合は労使協定により1年単位の変形労働時間制を導入し、労働時間を柔軟に設定することが可能

通達の概要

（８）施工管理の徹底

- 発注者の信頼に応える適切な施工計画、施工体制の十分な確保、工程管理や工事目的物・工事用資材等の品質管理、安全管理等一層の徹底
- 施工体制台帳及び施工体系図（デジタルサイネージ等ＩＣＴ機器を含む）の作成、備え置きの徹底
- 主任技術者の専任等の取り扱いに十分留意

（９）検査及び引渡し

- 工事完成通知日から20日以内で、できる限り短期間に検査を完了
- 検査完了後、下請負人から申し出があったときは、直ちに引渡し

（１０）適切な下請代金の支払

- 少なくとも労務費相当分（社会保険料の本人負担分を含む。）を現金払とするよう支払条件を設定
- 特定建設業者は、一般の金融機関による割引困難な手形の交付の禁止
- 取適法により、中小受託事業者に対する製造委託等の代金の支払いにおいて、手形の交付が禁止されていることに留意
- 振興基準において、銀行口座への振込手数料を中小受託事業者に負担させ、代金から差し引いてはならないとされていることに留意
- 支払を受けた日から1月以内でできる限り短期間での支払
- 特定建設業者は、完成を確認した後、引渡しの申出日から50日以内で、できる限り短期間での支払
- 前払金受領時の適正な支払及び中間前金払制度の積極的な活用
- 正当な理由のない長期間の支払保留の禁止の徹底

（１１）下請負人への配慮等

- 元請負人は全ての下請負人に対し、請負代金・賃金の不払等、不測の損害を与えないよう十分配慮
- 特定建設業者は、下請負人による技能者への賃金不払の防止に努めるなど下請契約の関係者保護に特に配慮
- 下請負人を「協力会社」等と呼称されているが、取適法において「下請」等の用語の見直しが行われたことに留意

（１２）技能者への適正な賃金の支払

- 公共工事設計労務単価の上昇（14年連続）等を踏まえ、技能者に対する適正な賃金を支払われるよう最大限努める
- **令和8年3月19日の建設業者団体との賃上げ等に関する意見交換会において、技能者の賃上げについて「おおむね6%の上昇」を目標とすることを申し合わせ**
- 「労務費に関する基準」において適正な賃金として「CCUSレベル別年収」が位置づけられており、目標値が個々の技能者に支払われるよう努める
- 個々の取引において技能者に適正な賃金が支払われるよう、請負契約の締結にあたり、コミットメント条項を積極的に導入

（１３）免税事業者等との適正な取引

- 元請負人が自己の取引上の地位を不当に利用し、一方的に消費税相当額の一部（全部）を支払わない行為等は、建設業法、独禁法の規定に違反するため十分留意
- 下請負人との取引にあたっては、消費税相当額の取引価格への反映の必要性等について、下請負人と十分な協議を行い、双方対等な立場における合意に基づいて取引価格を設定

（１４）国土交通大臣等への通報を理由とする不利益取扱いの禁止

- 監督行政庁への通報を理由とした取引の停止など不利益な取扱いの禁止

（１５）「駆け込みホットライン」等の周知

- 「駆け込みホットライン」にて受け付けた情報は、建設Gメンによる調査を行う際の端緒情報や許可行政庁への情報提供に利用
- 時間や場所を問わず通報が可能な情報収集フォームによる受け付けや、通報者が秘匿を希望する場合には、通報者が特定されないための調査方法等の工夫などの運用

（１６）建設工事の関係者への配慮

- 建設工事の関係者（資材業者・賃貸業者・警備業者・運送事業者・建設関連業者等）との取引においても、振興基準に示す事項の配慮を徹底し、サプライチェーン全体で共存共栄・互恵的な取引関係の構築を目指すこと
- 取適法により手形の交付が禁止されていること、振興基準により銀行口座への振込手数料を代金から差し引いてはならないとされていることに十分留意